議会の概要

令和５年度

愛知県知多郡東浦町議会

目　　次

町章・町の花と木・
町民憲章 …… 1

東浦町の
プロフィール …… 2

議会の組織・構成 …… 5

議　会　運　営 …… 7

議　　会　　費 …… 16

各会計予算・決算 …… 17

議長、副議長、監査委員（議会選出）、
常任委員会委員長及び特別委員会委員長 …… 19

町　　章

昭和33年６月１日制定

町章は、東浦町制施行10周年を記念して、公募により制定されました。

東浦町の「ひ」の字を図案化したもので、中心の６の字は、町の６地区の構成を表し、丸は円満和合の精神を、上の三角は躍進する東浦町を表しています。

町の花と木

ウノハナ

アジサイ科の落葉低木（正式名称：ウツギ）

５～６月ごろ、白色の５弁花が総状花序をなして咲く。

花弁は長だ円形、長さ約1.5㎜、雄しべは５個あり、花糸には翼がある。果実は球形で星状毛を密生する。葉は対生し、卵状披針形、長さ３～６㎝。

クスノキ

クスノキ科の常緑高木。

樹皮は縦に割れめができ、樹冠は丸い。葉は互生し、卵形か卵状だ円形で先がとがり、縁に鋸歯がなく、三本の脈が目立ち革質である。５～６月に黄緑色の小花が短い円すい花序をなして咲く。果実は球形、径約８㎜で11月ごろ紫黒色に熟す。

昭和52年１月１日制定

町　民　憲　章

古い歴史を語る入海貝塚。
古歌にうたわれた卯の花の里。
衣が浦と緑の丘に囲まれた、ここ東浦町に住む私たちは、
豊かで住みよいまちづくりをめざして、町民憲章をかかげます。

- 思いやりと感謝の気持ちで　すなおな心の人となります
- きそく正しい生活で　健康なからだをつくります
- 家族が力を合わせて　明るい家庭をつくります
- 緑豊かな自然と　やすらぎのある郷土をまもります
- しあわせを願い　みんなで調和のあるまちをつくります

昭和54年３月８日制定

東浦町のプロフィール

1　概　要

東浦町は、愛知県の知多半島北東部に位置し、衣浦湾の最奥にあります。東に尾張と三河をわける境川や衣浦湾をはさんで刈谷市、高浜市を対岸にのぞみ、南に半田市、西に東海市、知多市、阿久比町、北は大府市に接しています。町は東部の低地と中央部、西部の丘陵地からなっていて、東部にはJR武豊線と国道366号、西部には名鉄河和線が通っています。

明治39年に森岡村、緒川村、石浜村、生路村、藤江村が合併して東浦村となり、昭和23年６月１日に町制を施行し、平成30年に70周年を迎えました。

名古屋市に近いことから、昭和45年以降大規模な住宅開発が進みました。その後も石浜地区の民間住宅開発などが進み、町制施行時15,677人だった人口は、平成29年には50,449人まで増加しましたが、令和５年３月31日現在で50,233人となっています。

産業は、古くから「知多木綿」の繊維工業と米作主体の農業を中心として発達しましたが、社会経済の変化により、現在は木材工業や自動車関連産業が主流となっています。また、JR緒川駅前には大規模ショッピングセンターがあり、にぎわいをみせています。

農業においては米作の転換をせまられ、巨峰を中心としたブドウ栽培やイチゴ、蘭の施設園芸などへと変化しています。また、本町は豊かな自然と多くの文化財、史跡に恵まれています。

東浦町の観光マスコット「おだいちゃん」をご紹介します！

2012 年 4 月に誕生した東浦町の観光マスコット『おだいちゃん』。
東浦町生まれの徳川家康の母「於大の方」がモデルです。
年齢は永遠の 5 歳！チャームポイントは、桜色のほっぺです。
アタマについている白い花は、東浦町の花である卯の花、そして着物の柄は HIGASHIURA（ひがしうら）の H です。

▲東浦町観光マスコット　おだいちゃん

2　地目別・区域別面積の推移

（1）地目別面積　　（各年１月１日現在　単位：ha）

区分／年	総　数	田	畑	宅　地	山　林	その他	非課税
令和　3	2,255.2	701.4	494.3	707.2	176.0	176.2	661.3
4	2,255.2	699.2	492.8	709.3	175.8	178.1	661.4
5	2,255.1	698.7	492.1	710.8	175.1	178.5	661.6

資料：固定資産の価格等の概要調書

※四捨五入の関係で内訳の合計が100%とならないことがある。

（2）都市計画区域・用途区域　　（令和５年４月１日現在　単位：ha）

区　分		面　積
都市計画区域		3,114
市街化区域		769
用途地域	第一種低層住居専用地域	100
	第二種低層住居地域	―――
	第一種中高層住居専用地域	218
	第二種中高層住居専用地域	―――
	第一種住居地域	189
	第二種住居地域	4.1
	準住居地域	31
	近隣商業地域	24
	商業地域	18
	準工業地域	29
	工業地域	131
	工業専用地域	24
市街化調整区域		2,345

資料：都市計画課

※四捨五入の関係で内訳の合計が100%とならないことがある。

3　各人口の推移

（1）人　口　　（単位：人）

区分／年	世帯数（世帯）	人口			増加人口	増加率(%)	世帯当たり
		男	女	計			
昭和 60	10,518	19,201	19,413	38,614	2,579	7.16	3.67
平成　2	11,362	20,045	20,385	40,430	1,816	4.70	3.56
7	12,584	21,009	21,400	42,409	1,979	4.89	3.37
12	14,262	22,393	22,775	45,168	2,759	6.51	3.17
17	16,214	24,091	23,955	48,046	2,878	6.37	2.96
22	18,020	25,010	24,790	49,800	1,754	3.65	2.76
27	18,524	24,535	24,695	49,230	△570	△1.14	2.66
令和　2	19,406	24,726	24,870	49,596	366	0.74	2.56

資料：国勢調査　各年10月１日現在

（2）就業別人口　　（単位：人、（　）内は%）

区別 年	第一次産業	第二次産業	第三次産業	分類不能	計
平成 12	747(3.3)	10,447(45.7)	11,589(50.7)	78(0.3)	22,861
17	668(2.8)	10,389(43.1)	12,897(53.5)	174(0.7)	24,128
22	536(2.2)	9,673(39.7)	12,815(52.7)	1,311(5.4)	24,335
27	497(2.1)	9,566(39.5)	13,293(54.9)	870(3.6)	24,226
令和 2	460(1.9)	9,532(39.5)	13,576(56.3)	544(2.3)	24,112

資料：国勢調査　各年10月１日現在

※四捨五入の関係で内訳の合計が100%とならないことがある。

（3）人口・世帯数の推移　　（単位：人）

区分 年度	世帯数 （世帯）	人　口			対前年		世帯当たり 人口
		男	女	計	増加人口	増加率(%)	
平成 26	19,782	25,264	25,018	50,282	△55	△0.11	2.54
27	19,954	25,283	24,955	50,238	△44	△0.09	2.52
28	20,224	25,396	25,023	50,419	181	0.36	2.49
29	20,343	25,362	24,921	50,283	△136	△0.27	2.47
30	20,453	25,222	24,823	50,045	△238	△0.48	2.45
平成31・令和元	20,719	25,291	24,863	50,154	109	0.22	2.42
令和 2	21,027	25,352	25,016	50,368	214	0.42	2.40
3	21,163	25,281	25,091	50,372	4	0.01	2.38
4	21,408	25,212	25,021	50,233	△139	△0.28	2.35

※外国人登録人口を含む総数を記載　　資料：住民課　各年度末現在

4　登録数外国人　　（単位：人）

国　名	登録者数	総数
ブラジル	698	1,664
ベトナム	353	
フィリピン	217	
中国	124	
韓国及び朝鮮	52	
その他	220	

資料：住民課（令和４年度末現在）

5　高齢化率（各年度末現在）　　（単位：%）

区分 年度	東浦町	※愛知県	※全国
令和２	25.5	25.2	28.8
3	25.7	25.5	28.9
4	25.7	25.6	29.0

※愛知県・全国は、各年度10月１日現在

議会の組織・構成

1　議員の定数

（1）減少条例定数

ア　26人　（S37年12月議会で可決、S38年４月の一般選挙から施行）
イ　24人　（S61年６月議会で可決、S62年４月の一般選挙から施行）
ウ　21人　（H14年３月議会で可決、H15年４月の一般選挙から施行）
エ　19人　（H18年９月議会で可決、H19年４月の一般選挙から施行）
オ　18人　（H22年９月議会で可決、H23年４月の一般選挙から施行）
カ　16人　（H26年３月議会で可決、H27年４月の一般選挙から施行）

（2）現員数

16人（任期は、令和５年５月１日から令和９年４月30日まで）
現在　男性議員12人、女性議員４人

2　正副議長・常任委員会委員の任期

（1）議長・副議長

２年（本人の辞職の方法による先例）

（2）常任委員会委員

２年（東浦町議会委員会条例第３条第１項）

3　所属党派及び会派別議員数（令和５年６月１日現在）

（1）所属党派別議員数（人）

党　派	人　員
公　明　党	2
日本共産党	1
無　所　属	13

（2）所属会派別議員数（人）

会　派	人　員
親　和　会	6
清　流　会	4
公明党東浦	2
庶民倶楽部	1
日本共産党ひがしうら	1
町民ファーストの会	1
高志会	1

４　構　成（令和５年６月１日現在）

- 議　会
  - 常任委員会
    - 総　務　委　員　会（６人）
    - 文教厚生委員会（５人）
    - 経済建設委員会（５人）
  - 特別委員会
    - 議会広報特別委員会（６人）
  - 議会運営委員会（６人）
  - その他の会議
    - 全　員　協　議　会（全員）

５　在職年数別数（令和５年６月１日現在）

（１）在職年数別

年数	～４	５～８	９～12	13～16	17～20	21～	計
議員数	5	4	5	1	0	1	16

６　事務局

（１）設　置

昭和43年４月１日

（２）定　数

４人

（３）構　成

議会事務局長兼議事課長（１）、議事係長（１）、主事（２）

議会運営

１　招集と会期

（１）招　集

ア　定例会

条例により年４回開かれる。（３月、６月、９月、12月）

告示及び議案発送は、おおむね開会前２週間までに行う。

イ　臨時会

町長が必要に応じて招集する。また、議員定数の４分の１以上の者から町長に対して、付議する事件を示して臨時会の請求をしたときに招集する。

告示及び議案発送はおおむね３日前に行う。

なお、役員改選を主とする臨時会は、５月に招集するのが例となる。

（２）会　期

ア　定例会及び臨時会の会期は、その都度議会運営委員会において協議し本会議に諮って決定する。

イ　令和４年度実績

（ア）令和４年第２回定例会（６月）
18日（６月６日～６月23日）

（イ）令和４年第３回定例会（９月）
22日（９月５日～９月26日）

（ウ）令和４年第２回臨時会
１日（11月14日）

（エ）令和４年第４回定例会（12月）
21日（11月30日～12月20日）

（オ）令和５年第１回臨時会
１日（令和５年２月６日）

（カ）令和５年第１回定例会
22日（令和５年３月２日～３月23日）

２　本会議

（１）会議時間は、会議規則により午前９時から午後５時までと定められている。
　　ただし、議長権限により午前９時30分に開議するのが先例となる。

（２）審議の順序

議会運営委員会	・会期、議事日程及び議事運営方針などを協議
本　会　議	・開会の宣告 ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・報告及び議案の説明 ・一般質問 ・議案質疑 ・委員会付託
常任委員会	・付託議案の審査
議会運営委員会	・主に最終日の議会運営について協議 （討論、採決等）
本　会　議	・委員長報告及び同質疑 ・討論 ・採決 ・閉会の宣告

（３）一般質問

ア　通告制度
　　招集日の10～14日前頃までに通告

イ　質問の時期
　　各定例会２日目及び３日目

ウ　所要日数
　　原則２日

エ　質問者数
　　無制限

オ　質問時間
　　50分以内／１人（答弁を含む。）

カ　質問回数
　　無制限

キ　関連質問
　　なし

ク　質問順序
　　くじ引きによる抽選

（４）委員会への付託

ア　一般会計予算及び決算

（ア）歳入関係

各常任委員会へ分割付託

（イ）歳出関係

各常任委員会へ分割付託

イ　特別会計予算及び決算

全て所管の常任委員会へ付託

ウ　予算以外の議案及び請願

所管の常任委員会へ付託

（５）委員会の審査結果

本会議において、委員長から口頭で報告を行っている。

（６）採　決

常任委員会終了後、議会運営委員会を開催し採決方法を決める。

ア　当初予算等重要な案件

起立採決

イ　軽易なもの及び全員異議がないと予想されるもの

簡易採決（異議の有無を諮る。）

ウ　特に重要な案件で、意見が対立しているもの

記名又は無記名投票

（７）本会議及び常任委員会の開催状況（令和４年４月１日から令和５年３月31日まで）

ア　本会議(定例会)

区　分		議　案　件　数				合　計
		定　例　会				
		令和４年 ６月	令和４年 ９月	令和４年 12月	令和５年 ３月	
会　期（日間）		18	22	21	22	83
会議日数（日）		5	5	6	5	21
町長提出	条　例	2	4	17	4	27
	予　算	6	6	5	11	28
	決　算	0	6	0	0	6
	専決処分	3	1	0	0	4
	その他	6	3	4	4	17
	小　計	17	20	26	19	82
議員提出	条　例	0	0	0	3	3
	決　議	0	0	0	0	0
	意見書	1	1	2	0	4
	その他	0	1	0	0	1
	小　計	1	2	2	3	8
請　願		0	0	0	0	0
合　計		18	22	28	22	90
一般質問（人）		13	11	15	12	51

イ　本会議（臨時会）

区　分		議　案　件　数		合　計
		定　　例　　会		
		令和４年11月14日	令和５年２月６日	
会　期（日間）		1	1	2
会議日数（日）		1	1	2
町長提出	条　例	0	0	0
	予　算	1	2	3
	決　算	0	0	0
	専決処分	1	0	1
	その他	0	2	2
	小　計	2	4	6
議員提出	条　例	0	0	0
	決　議	0	0	0
	意見書	0	0	0
	その他	0	0	0
	小　計	0	0	0
請　願		0	0	0
合　計		2	4	6

ウ　常任委員会（定例会）

区　分		議　案　付　託　件　数											
		令和４年６月定例会			令和４年９月定例会			令和４年12月定例会			令和５年３月定例会		
委員会		総	文	経	総	文	経	総	文	経	総	文	経
開催日数		2	3	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1
町長提出	条例	1	1	0	3	1	0	17	0	0	2	1	1
	予算	2	5	3	1	5	3	2	3	3	4	7	5
	決算	0	0	0	2	3	3	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	3	1	0	1	0	0	2	0	0	1
	小計	3	6	6	7	9	7	19	3	5	6	8	7
請　願		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議員提出議案		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他		1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合　計		4	6	7	7	9	7	19	3	5	6	8	7

エ　常任委員会(臨時会)

区　分		議　案　付　託　件　数					
		令和４年11月14日			令和５年２月６日		
委員会		総	文	経	総	文	経
開催日数		1	1	1	1	1	1
町長提出	条例	0	0	0	0	0	0
	予算	1	1	1	1	1	2
	決算	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	1
	小計	1	1	1	1	1	3
請　願		0	0	0	0	0	0
議員提出議案		0	0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0	0
合　計		1	1	1	1	1	3

（予算及び決算は分割付託）

３　常任委員会（令和５年６月１日現在）

（１）委員会の名称、所管事項及び定数

地方自治法第109条に基づく東浦町議会委員会条例により、その名称、定数、所管事項等を定めている。

名　称	所　管　事　項	定　数
総務委員会	企画政策部及び総務部の所管に関する事項及び他の常任委員会の所管に属しない事項	６人
文教厚生委員会	健康福祉部及び教育委員会の所管に属する事項	５人
経済建設委員会	生活経済部、建設部及び都市整備部の所管に属する事項	５人

（２）委員及び正副委員長の選任方法

ア　委　員

議会運営委員会において、内定を行い、内定となった者を議長が会議に諮って指名する。

イ　正副委員長

委員会において委員の中から互選により選出する。

（３）委員及び正副委員長の任期

２年（東浦町議会委員会条例第３条第１項及び第６条第３項）

（４）委員会の開催状況

付託議案審査等のため随時開く。

（５）視察及び研修（各委員会ごとに実施する。）

ア　県　内

所管事項等について、主に町の出先機関、現場等の調査（年１～２回）及び県内の実情等の調査をする。

イ　県　外

所管事項等について、県外の実情等の調査をする。（年１回）

４　特別委員会（令和５年６月１日現在）

（１）地方自治法第109条に基づく東浦町議会委員会条例により、必要の都度議会の議決によって設置する。

（２）付議された事件の審査が終われば、その結果を記載した委員会報告書を、委員長から議長に提出し議会の議決を行い、終結とする。

（３）特別委員会の名称等

名　称	所　管　事　項	定数
議会広報特別委員会	議会の活動状況について、広く住民に周知し、自治意識の高揚を図る。	６人

５　議会運営委員会（平成３年10月３日制定）（令和５年６月１日現在）
（１）地方自治法第109条に基づく東浦町議会委員会条例により設置する。

（２）構　成
　　８人（委員６名＋正副議長（オブザーバー））

（３）委員の選出方法
　　各会派から選出された者をもって組織する。
　　また、各会派からの選出数は、会派の所属議員数に応じ次のとおりとする。

会派所属議員数	選出数
２人以上３人以下	１人
４人以上５人以下	２人
６人以上９人以下	３人
10人以上	４人

（４）正副委員長の選出方法
　　委員会において委員の中から互選により選出する。
　ア　任　期
　　常任委員会と同様、２年とする。
　イ　運　営
　　委員会の目的に該当することが生じた場合に、随時開催する。
　ウ　協議事項
　（ア）会期の決定
　（イ）議事日程、議事の決定（変更）
　（ウ）質問に関する事項
　（エ）発言時間
　（オ）緊急質問の取扱
　（カ）特別委員会の設置の可否
　（キ）意見書・決議案の取扱
　（ク）請願、陳情の取扱
　（ケ）議会関係の条例、規則、内規の取扱
　（コ）先例事項の確認
　（サ）執行機関の付属機関等議会選出委員の選考
　（シ）各種協議会、委員会、調査会の選任委員の選考
　（ス）議会費の予算
　（セ）議員の厚生活動と慶弔
　（ソ）懲罰に関する事項
　（タ）その他必要とする事項

６　議案の配付方法
（１）定例会
　　慣例により、おおむね開会前14日までに送付する

（２）臨時会
　　慣例により、おおむね開会前３日までに送付する。

7　請願・陳情等の処理

（1）請　願

ア　受理後、コピーを全議員に配付し、所管の委員会へ付託する。

イ　委員会は、審査結果の意見をつけて議長に報告する。

ウ　委員会報告に基づいて、本会議にて採否を決定する。

エ　決定後、必要に応じて各機関へ送付する。

（2）陳　情

受理後、持参されたものは、議会運営委員会に提出する。その後、取り扱いをする場合は、議員の発議により本会議に諮って採否を決定する。郵送で届いたものは、取り扱う議員がいれば議会運営委員会に提出する。

8　会議録の作成

区分	録　音	反訳	記録	配　布　先
本会議	議場音響システム 及び ＩＣレコーダー	委託	全文 記録	議員、町長及び図書館 ※会議録検索システム導入
常任 委員会				議員（各所属の常任委員会分） 及び図書館 ※会議録検索システム導入

※平成15年度から会議録検索システムを導入し、庁内向け会議録冊子の配付を廃止した。

本システムをインターネット上で公開し、住民も本会議及び常任委員会の内容を閲覧可能であり、情報公開の充実を図っている。

9　議会の傍聴

（1）本会議の傍聴

傍聴者は、傍聴申出書に住所、氏名及び年齢を自署し、傍聴券を受けて入場する。

傍聴者数（年度）　（単位：人）

	６月	９月	12月	３月 （令和４年及び５年）	臨時会	計
令和３	38	32	31	48	1	150
4	30	46	31	71	3	181

（2）委員会の傍聴

傍聴者は、委員会傍聴申出書に住所、氏名及び年齢を自署し、傍聴券を受けて入場する。

傍聴者数（年度）（３常任委員会合計）　（単位：人）

	６月	９月	12月	３月 （令和４年及び５年）	臨時会	計
令和３	15	3	7	4	2	31
4	8	2	2	3	2	17

10　議場映像配信

令和２年９月定例会より一般質問の様子をYouTubeにて配信している。

配信は、各会議開催日より約一週間後に行っている。

11　議会広報について

議会広報紙の編集等は、議会広報特別委員会が行う。

（１）議会広報紙名称

ひがしうら議会だより

（２）委員会構成

６人（定員数）

（３）委員及び正副委員長の選任方法

ア　委　員

議会運営委員会において、内定を行い、内定となった者を議長が会議に諮って指名する。

イ　正副委員長

委員会において互選する。

ウ　任　期

２年（申合せによる。）

エ　委員会の開催

定例会初日の２日前、閉会前後２日間及び定例会の翌月３回程度

オ　編　集

議会広報特別委員会の自主編集

カ　発　行

定例会毎に発行し、その他に役員改選時に臨時号を発行する。

キ　発行部数

Ａ４版を16,000部程度

ク　配布先

町内の各世帯、各地区コミュニティセンター、その他公共施設、町内のコンビニエンスストア・病院等

ケ　規　程

東浦町議会広報の編集等に関する規程（昭和52年３月１日制定）

議 会 費

1　令和５年度議会費当初予算　（単位：千円）

節・区分		予算額	節・区分	予算額
職員人件費		28,381	9　交際費	180
議会運営費	1　報酬	54,100	10　需用費	2,751
	3　職員手当等	21,581	11　役務費	2,120
	4　共済費	16,570	12　委託料	533
	7　報償費	76	13　使用料及び賃借料	1,068
	8　旅費	2,198	18　負担金、補助及び交付金	1,358

2　議員報酬・期末手当等（令和５年６月１日現在）

（１）報　酬（令和５年５月１日改定）　（単位：円）

職　名	月　額
議　長	380,000
副議長	300,000
常任委員長	280,000
議会運営委員長	280,000
広報委員長	280,000
議　員	270,000

（２）期末手当

（報酬×145％）× 330／100

※内訳

６月・12月：165／100

（３）政務活動費（町政調査交付金として平成２年度より実施）

月額１人当たり５千円を会派(所属議員が１人の場合を含む。)に対して交付する。

各会計予算・決算

1　令和４年度・５年度各会計当初予算額　（単位：千円）

会　計		令和５年度当初	令和４年度当初	比　較
一　般　会　計		17,157,000	17,119,000	38,000
特別会計	国民健康保険事業	4,239,649	4,810,998	△571,349
	土地取得	24	1,147	△1,123
	後期高齢者医療	860,431	801,795	58,636
水　道　事　業※1		1,079,793	1,129,717	△49,924
下　水　道　事　業※1.2		1,631,696	1,693,606	△61,910
合　計		24,968,593	25,556,263	△587,670

※1下水道及び水道事業は収益的収入及び資本的収入の合計額
※2下水道事業会計は、平成30年度まで下水道事業特別会計

2　令和４年度・５年度一般会計予算

（１）歳　入　（単位：千円）

款	令和５年度当初	令和４年度当初	比　較
町　　税	8,727,457	8,410,394	317,063
地方譲与税	132,272	135,332	△3,060
利子割交付金	2,700	3,800	△1,100
配当割交付金	63,000	48,000	15,000
株式等譲渡所得割交付金	54,000	35,000	19,000
法人事業税交付金	92,000	61,000	31,000
地方消費税交付金	1,119,000	1,090,000	29,000
自動車取得税交付金	1	1	0
環境性能割交付金	37,000	37,000	0
地方特例交付金	88,543	71,000	17,543
地方交付税	1,087,000	687,000	400,000
交通安全対策特別交付金	6,000	6,000	0
分担金及び負担金	4,738	4,481	257
使用料及び手数料	281,555	271,519	10,036
国庫支出金	1,810,539	2,073,109	△262,570
県支出金	1,123,338	1,268,093	△144,755
財産収入	33,008	31,186	1,822
寄 附 金	400,001	400,001	0
繰 入 金	873,753	1,049,667	△175,914
繰 越 金	150,000	150,000	0
諸 収 入	681,495	653,317	28,178
町　　債	389,600	633,100	△243,500
合　　計	17,157,000	17,119,000	38,000

（２）歳　出　　（単位：千円）

款	令和５年度当初	令和４年度当初	比　較
議 会 費	130,916	123,961	6,955
総 務 費	2,504,485	2,566,072	△61,587
民 生 費	6,731,896	6,693,792	38,104
衛 生 費	1,449,349	1,523,936	△74,587
労 働 費	36,843	24,652	12,191
農林水産業費	205,800	183,957	21,843
商 工 費	267,728	263,727	4,001
土 木 費	2,246,152	2,381,969	△135,817
消 防 費	673,859	652,897	20,962
教 育 費	2,050,560	1,885,221	165,339
災害復旧費	25,449	3	25,446
公 債 費	803,887	798,218	5,669
諸支出金	1	1	0
予 備 費	30,075	20,594	9,481
合　　計	17,157,000	17,119,000	38,000

３　令和３年度各会計決算状況　　（単位：円）

会　計		歳入決算額	歳出決算額	歳入歳出差引額
一　般　会　計		18,570,786,560	17,218,062,652	1,352,723,908
特別会計	国民健康保険事業	4,423,129,875	4,378,235,940	44,893,935
	土地取得	1,216,290	1,216,290	0
	後期高齢者医療	731,830,163	731,121,963	708,200
水　道　事　業		1,075,776,291	1,164,089,428	△88,313,137
下　水　道　事　業		1,722,410,015	2,025,273,677	△302,863,662
合　計		26,525,149,194	25,517,999,950	1,007,149,244

※１　収益的収入と資本的収入の合計額
※２　収益的支出と資本的支出の合計額

４　財政状況（一般会計）

区分／年度	基準財政需要額(千円)	基準財政収入額(千円)	財政力指数(単年度)	経常収支比率(%)	実質公債費比率(%)
平成　28	7,198,573	6,937,948	0.96	85.5	1.3
29	7,200,977	6,939,527	0.96	82.8	1.4
30	7,208,973	6,886,872	0.96	85.1	1.0
平成31・令和元年	7,305,379	6,991,614	0.96	85.0	0.5
令和　２	7,803,266	7,311,013	0.95	84.8	0.0
３	8,087,882	7,134,541	0.93	84.7	△0.4

議長、副議長、監査委員(議会選出)、常任委員会委員長及び特別委員会委員長

※平成27年改選より

1　議　長

氏　　名	在　職　期　間
山　下　享　司	H27. 5.15　～　29. 5.12
山　下　享　司	H29. 5.12　～　31. 4.30
小松原　英　治	R 1. 5.15　～　2. 6. 9
山　下　享　司	R 2. 6. 9　～　3. 5.14
山　下　享　司	R 3. 5.14　～　5. 4.30
鏡　味　昭　史	R 5. 5.15　～　現在

2　副議長

氏　　名	在　職　期　間
米　村　佳代子	H27. 5.15　～　29. 5.12
米　村　佳代子	H29. 5.12　～　31. 4.30
前　田　明　弘	R 1. 5.15　～　3. 5.14
前　田　明　弘	R 3. 5.14　～　5. 4.30
間　瀬　宗　則	R 5. 5.15　～　現在

3　監査委員（議会選出）

氏　　名	在　職　期　間
小　田　清　貢	H27. 5.15　～　29. 5.11
西　尾　弘　道	H29. 5.12　～　31. 4.30
米　村　佳代子	R 1. 5.15　～　3. 5.13
鏡　味　昭　史	R 3. 5.14　～　5. 4.30
水　野　久　子	R 5. 5.15　～　現在

4　常任委員会委員長

総務委員会	文教厚生委員会	経済建設委員会	在 職 期 間
平 林 良 一	西 尾 弘 道	田 﨑 守 人	H27.5.15～29.5.12
三 浦 雄 二	小松原 英 治	長 屋 知 里	H29.5.12～31.4.30
向 山 恭 憲		三 浦 雄 二	R 1.5.15～ 3.5.14
	長 屋 知 里		R 1.5.15～ 2.6. 9
	秋葉　富士子		R 2.6. 9～ 3.5.14
間 瀬 宗 則	米村　佳代子	秋葉　富士子	R 3.5.14～ 5.4.30
間 瀬 元 明	秋葉　富士子	大 川　晃	R 5.5.15～ 現在

5　特別委員会委員長

議会広報特別委員会	特別委員会設置
小松原　英　治	H27.5.15～29.5.11
前　田　明　弘	H29.5.12～31.4.30
向　山　恭　憲	R 1.5.15～3.5.13
向　山　恭　憲	R 3.5.14～5.4.30
前　田　明　弘	R 5.5.15～現在

編集：東浦町議会事務局　令和５年７月４日